

前原親交会防災倉庫収納品一覧表

強調字は当期追加購入

品名	公園倉庫	5丁目倉庫	
1 発電機・ポータブル蓄電池	各1	各1	交流100V・2KVA4%、電灯・スマホ用
2 燃料タンク・油さし	各1	各1	鋼板製20L・5丁目10L（ガソリン各10L入）
3 投光器	2	2	200W
4 リヤカー	(大) 1	(小) 1	折畳式アルミ製、荷重(大) 130kg (小) 100kg
5 油圧ジャッキ	1	1	揚高12cm、荷重5ト
6 台車	1	1	荷重100kg
7 消火器	2	2	粉末ABC.10型（薬3kg）2024限
8 コードリール	1	1	15A.30m
9 ヘッドライト	2	2	
10 シャベル	1	2	
11 大ハンマー・木づち	各1	ハンマー1	ハンマーゴム被覆
12 作業灯	—	2	
13 丸かまど・窯・木蓋	各1	各1	窯34cmアルミ合金製、同径窯
14 オガライト・薪	各1束	各1束	
15 パール大・パール小	各1	各1	大90cm
16 ボルトクリッパー	1	1	径10mmまで
17 はしご（平成29年購入）	1脚	1脚	伸縮脚立式、作業最大3.4m
18 のこぎり3種（金切平成259年購入）	各1	各1	穴引き刃先36cm・改築用細引き・金切り
19 バケツ	5	5	容量9ℓ
20 ヘルメット・火ばさみ	各3	各3	ヘルメット白・火ばさみ45cm
21 とらロープ・PPロープ	各1	各1	とら100m・PP30m・PP径12mm
22 保温シート	大5	大5	追加購入し在庫増
23 水袋・ポリ水缶	3	3	水袋折りたたみ20ℓ x 2、ポリ20ℓ x 1
24 ポリ収納ケース	1	1	63ℓ
25 段ポルトイレ・トイレ袋	トイレ5	トイレ5	トイレ10、袋セット300回分（在庫増）
26 テント	1	1	簡易更衣テント
27 卓上コンロ・ボンベ・点火器	コンロ2 ボンベ6	コンロ2 ボンベ6	ボンベ24本（12本担当役員保管）在庫増
28 ブルーシート	4	4	(5.4x5.4) x6 新規購入厚手 (7.2x9) x2
29 軍手・マスク・消毒液	70・100・3	70・100・2	毎年補充
30 懐中電灯・ランタン	各3	各3	
31 排水栓消火機材	1式	—	船橋市貸与機材（ビニール袋梱包）
32 工具箱	1箱	1箱	
金槌（小）	1	1	
パール（小）	1	1	
モンキーレンチ	3	3	20,25,30cm 各1本
ペンチ・プライヤー	各1	各1	
＋ドライバー	各2	各2	＋大小2本、－大小2本

令和7年度（2025年度）

前原親交会総会資料

令和7年5月25日（日）

会場：東部公民会 4階講堂

時間：午後2時00分（開会）

（午後1時30分受付開始）



前原親交会

総会次第

総合司会	明欣彦
1. 開会のことば	天野副会長
2. 会長挨拶	仲川会長（2 頁）
3. 議長選出・書記任命	明欣彦・仲川会長
4. 報告審議事項	
① 令和 6 年度事業活動報告	天野副会長（3 頁）
② 令和 6 年度決算報告	松本会計（5-6 頁）
③ 令和 6 年度会計監査報告	森田監事（6 頁）
④ 質疑応答	仲川会長
⑤ 令和 6 年度決算の承認	仲川会長
⑥ 令和 7 年度事業活動計画（案）	天野副会長（4 頁）
⑦ 令和 7 年度予算（案）	松本会計（5-6 頁）
⑧ 上記案件に対する質疑応答	仲川会長
⑨ 上記案件に対する承認	仲川会長
⑩ 令和 7 年度役員選出（案）	仲川会長（7 頁）
⑪ 町内会館建設計画経緯報告	仲川会長（17 頁）
5. 書記解任・議長解任	明欣彦・仲川会長
6. その他	
① 新役員紹介	仲川会長
② 会務分担について	仲川会長（8 頁）
③ 各班、各組一覧、親交会区域概要図	仲川会長（9-10 頁）
④ A 令和 6 年度決算報告、B 令和 7 年度予算（案） C 会館建設用通帳の説明	松本会計（18 頁）
⑤ 前原親交会防災倉庫収納品一覧表	仲川会長（19 頁）
7. 閉会の言葉	天野副会長

会長挨拶

令和 7 年 5 月
前原親交会会長 仲川 有

陽春の候 町会員の皆様は如何お過ごしでしょうか。

平素は前原親交会の運営及び活動にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年度は新型コロナ開け 2 年目となり対面での事業活動ができる様になりました。しかしながら敬老会は、東部公民館が改修工事中の為開催できませんでした。なお、計画していた他の事業活動は、後ほど説明します事業活動報告通り無事開催する事が出来ました。

また、7 年振りに担当した御嶽神社の例大祭は町会員の皆様や婦人協力隊・青年部の方々のご支援、ご協力により、無事大役を果たすことが出来ました。その他、野良猫の保護活動、防災士・災害救援ボランティア育成活動、子供会との火の用心夜回り、防犯灯の点検も随時行いました。

ご協力有難うございました。

本年度は、まだ新型コロナウイルスや新型インフルエンザの流行が考えられますが、ワクチンの接種状況や流行推移を見極めながら、運動会、敬老会、防災・防火訓練等、出来る限り町会員参加型の活動を行いたいと考えています。

皆様ご期待の親交会会館建設につきましては、この 3 月末に船橋市議会の承認を得ました。

補助金交付の正式書類発行を待って、5 月には建設着工に入り 1 2 月には会館完成の予定です。

将来の町会活動の拠点として、各種イベントや講習の場、大規模災害時の一時避難所、敬老の方々や子供達の居場所作りとして、皆さんと一緒に活用方法を考えたいと思います。

会館建設について臨時総会の審議参加や町会法人化のご協力等、誠に有難うございました。

本年度は前原親交会のテーマである「健康で明るくすみ良い街づくり」を念頭に、会館建設を第一目標とし、大規模災害時における避難支援や子供たちの居場所作りを関連団体等と協働し、役割分担しながら事業活動の推進を目指したいと考えております。

本年度の事業活動につきましては、配布致しました資料の通りです。役員一同、力を合わせて活動して行く所存ですので、皆様のご協力を宜しくお願い申し上げます。

以 上

令和 6 年度 前原親交会事業活動報告

事業名	日時	場所	参加者	備考
1 会計監査	4/3 (水) 10:00～	集会所	監事・会計	R5 年度会計監査
2 クリーン船橋 530 の日	5/26 (日) 9:00～11:00	前小・中野木小 集積所	町内住民・担当委員	自宅⇒⇒学校
3 令和 6 年度総会	5/26 (日) 14:00～	前原小学校 体育館	役員・組長・町会会員	R5 年度事業・会計報告及び R6 年度事業計画・予算承認
4 運動会検討会	会合 2 回	集会所	役員・各委員・青年部 子供会	実行検討
5 第 39 回運動会	6/9 (日) 9:30～	前小校庭	青年部・子供会・役員 第 1 白寿会・婦人協力隊	前日設営 13:00～
6 敬老会・祭礼検討会	会合 5 回	集会所	役員・民生委員・総代 担当委員・青年部	実行検討
7 令和 6 年度敬老会			80 歳以上対象 (220 名)	式典中止のため対象者に記念 品贈呈
8 令和 6 年度町内祭礼	10/6 (日) 10:00～	町内全域 渡御	町内住民・子供会・役員・ 総代・青年部・婦人協力隊	10/5 (土) 飾り付け準備 10/6 (日) 撤去
9 御嶽神社 奉納演芸大会	10/18, 19 18:00～21:00	御嶽神社	10 町会出演希望者	
10 船橋を きれいにする日	11/17 (日) 9:00～11:00	前小・中野木小 集積所	町内住民・担当委員	自宅⇒⇒学校
11 水道排水栓使用 防火・防災訓練	12 月 7 日 (土)	西 3 丁目公園	役員全員	
12 合同防災訓練	11/24 (日) 9:00～12:00	前原小学校	役員	船橋市合同防災訓練
13 町会夜回り	12/14 (土) 19:00～20:00	町内全域	役員・子供会	防犯灯の点検
14 小学校 スクールガード	開校時	小学生通学路	スクールガード委員	学校登下校時の防犯見守り
15 公園清掃活動		西 3 丁目公園	町会役員	月 2 回
16 役員会		集会所	役員全員	月 1 回以上適宜開催する

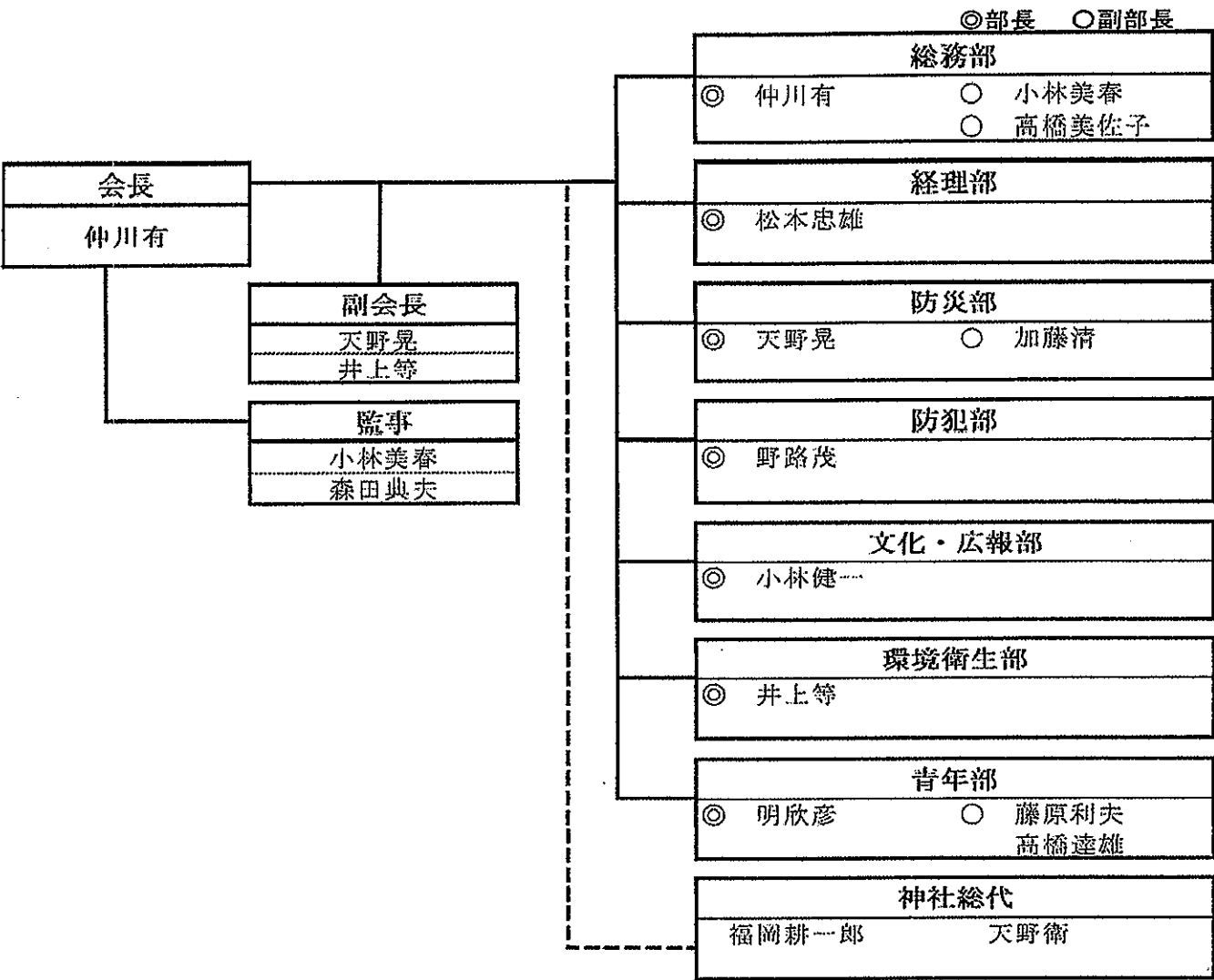
令和 7 年度 前原親交会事業活動計画 (案)

事業名	日時	場所	参加者	備考
1 会計監査	4/7 (月) 10:00～	集会所	監事・会計	R6 年度会計監査
2 クリーン船橋 530 の日	5/25 (日) 9:00～11:00	前小・中野木小 集積所	町内住民・担当委員	自宅⇒⇒学校
3 令和 7 年度総会	5/25 (日) 14:00～	東部公民館 4 階講堂	役員・組長・町会会員	R6 年度事業・会計報告及び R7 年度事業計画・予算承認
4 運動会検討会	未定	集会所	役員・各委員・青年部 子供会	実行検討
5 第 40 回運動会	6/8 (日) 9:30～	前小校庭	青年部・子供会・役員 第 1 白寿会・婦人協力隊	前日設営 13:00～ 雨天の場合は賞品贈呈
6 敬老会・祭礼検討会	未定	集会所	役員・民生委員・総代 担当委員・青年部	実行検討
7 令和 7 年度敬老会	9/21 (日) 10:30～	東部公民会 4 階講堂	80 歳以上対象 民生委員・役員・来賓	会場設置 9:00～
8 令和 7 年度祭礼	10/5 (日) 10:00～	町内全域 渡御	町内住民・子供会・役員・ 総代・青年部・婦人協力隊	10/4 (土) 飾り付け準備 10/5 (日) 撤去
9 御嶽神社 例祭	10/18, 19 18:00～21:00	御嶽神社	役員・青年部	例祭設営
10 水道排水栓使用 防火・防災訓練	10 月	西 3 丁目公園	役員・町会住民・子供会 青年部	消防署・消防団参加 ABD 雨天中止
11 船橋を きれいにする日	11/16 (日) 9:00～11:00	前小・中野木小 集積所	町内住民・担当委員	自宅⇒⇒学校
12 合同防災訓練	11 月		役員	船橋市合同防災訓練
13 町会夜回り	12/20 (土) 19:00～20:00	町内全域	役員・子供会	防犯灯の点検
14 小学校 スクールガード	開校時	小学生通学路	スクールガード委員	学校登下校時の防犯見守り
15 公園清掃活動		西 3 丁目公園	町会役員	月 2 回
16 役員会		集会所	役員全員	月 1 回以上適宜開催する

令和7年度前原親交会役員選出（案）

役 職	氏 名	住 所	電 話	備 考
会 長	仲 川 有			総務部
副 会 長	天 野 晃			防災部
副 会 長	井 上 等			環境衛生部
会 計	松 本 忠 雄			経理部
監 事	小 林 美 春			総務部
監 事	森 田 典 夫			
理 事	高 橋 美 佐 子			総務部
理 事	小 林 健 一			文化・広報部
理 事	明 欣 彦			青年部
理 事	藤 原 利 夫			青年部
理 事	野 路 茂			防犯部
神社総代	福 岡 耕 一 郎			
神社総代	天 野 衛			
嘱 託	加 藤 清			防災部
嘱 託	高 橋 達 雄			青年部

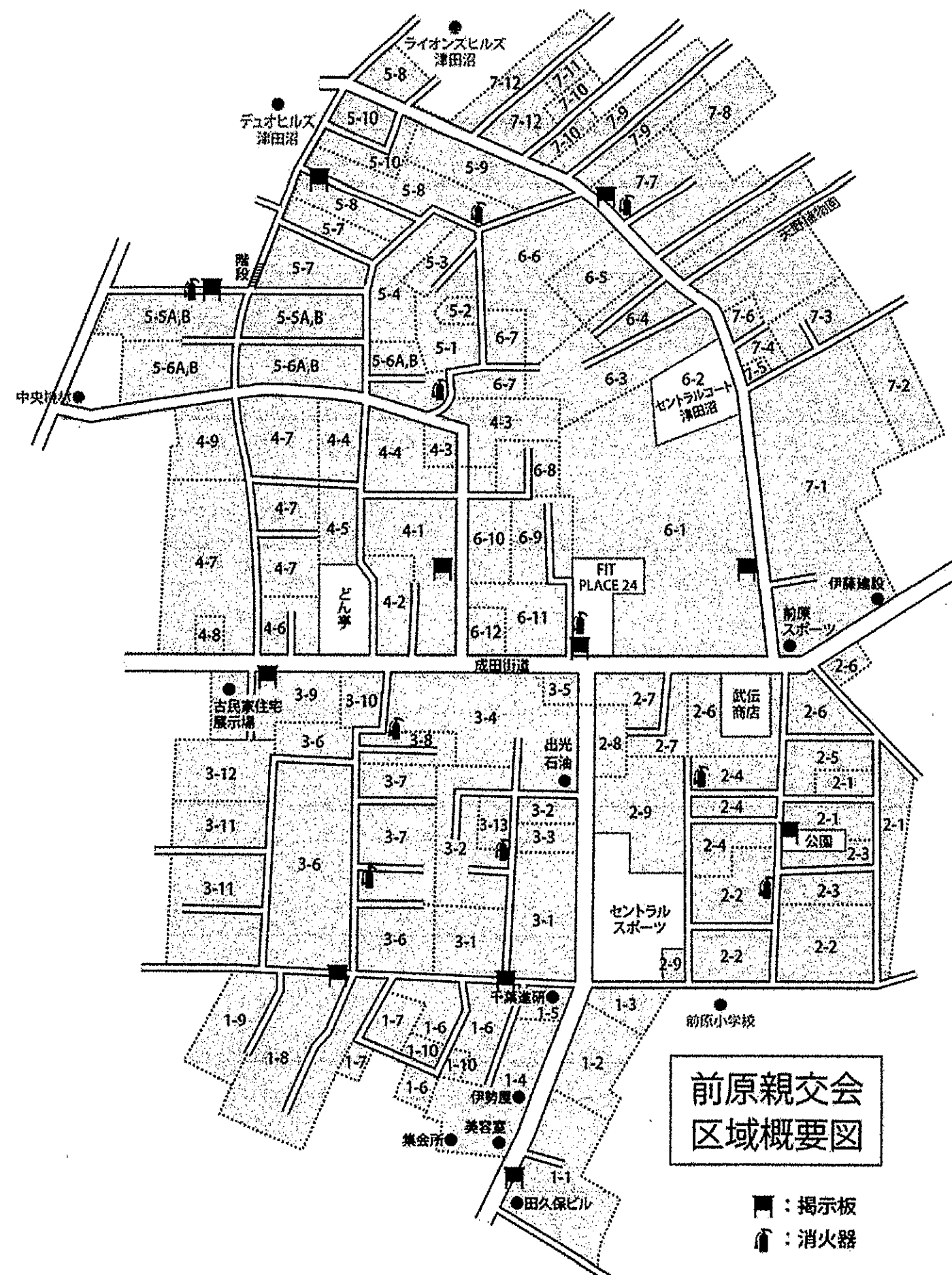
前原親交会会務分担表



部署名	分担内容
総務部	・役員会の開催通知 ・総会資料作成 ・市提出資料の作成 ・会議資料の作成 ・集会所の管理 ・婦人協力隊 ・子供会対応 ・スクールガードの支援
経理部	・出納管理 ・予算管理 ・予決算書作成 ・祝儀、香典の贈与 ・町会費振込請求
防災部	・自主防災組織の結成 ・防災防火訓練、水害防災活動 ・防火パトロール ・消火器の管理 ・非常用資器材の管理
防犯部	・防犯パトロール（歳末警戒） ・防犯灯の設置、管理 ・カープミラーの設置（一部）
文化・広報部	・掲示板の管理 ・掲示物の貼り付け ・文化、広報活動 ・回覧物の受取り、配布
環境衛生部	・クリーン船橋530の日 ・船橋をきれいにする日 ・公園の清掃及び管理 ・有価物回収の管理
青年部	・青年部組織化及び活動 ・運動会 ・町内祭礼行事 ・各種イベントの協力
神社総代	・町内祭礼行事 ・神社関係行事

前原親交会区域概要図

班長名	組番号 (旧組番号)						
第1班 高橋 美佐子 (11組)	2-5 (3-3)	2-6 (1-2)	2-7 (1-2A)	2-8 (12-5)	2-9 (12-2)	3-4 (12-1)	3-5 (12-1A)
	6-1 (1-3)	6-9 (9-5)	6-11 (9-2)	7-2 (1-1A)			
第2班 井上 等 (9組)	1-2 (5-1)	1-3 (5-1A)	2-2 (4)	2-3 (3-2)	2-4 (2)		
	7-1 (1-1)	7-3 (11-2)	7-4 (11-5)	7-5 (11-5A)			
第3班 明 欣彦 (11組)	1-1 (5-2)	1-4 (6-1A)	1-5 (6-1D)	1-6 (6-1B)	1-7 (6-2A)	1-10	
	2-1 (3-1)	3-1 (6-3)	3-2 (12-3)	3-3 (12-3A)	3-13		
第4班 藤原 利夫 (6組)	1-8 (6-4)	1-9 (7-2)					
	3-6 (7-4)	3-7 (7-1)	3-8 (7-5)	3-11 (7-3)			
第5班 天野 晃 (8組)	3-9 (8-1)	3-10 (8-7)	3-12				
	4-2 (9-1B)	4-5 (8-3)	4-6 (8-8)	4-7 (8-5)	4-8 (8-6)		
第6班 加藤 清 (6組)	4-1 (9-1A)	4-3 (9-4A)	4-4 (9-4B)				
	6-8 (9-6)	6-10 (9-3)	6-12 (9-3A)				
第7班 野路 茂 (5組)	4-9 (8-4)						
	5-5A (15-AB)	5-5B (15-AB)	5-6A (16-AB)	5-6B (16-AB)			
第8班 小林 健一 (10組)	5-9 (13-3)	6-2 (1-5)	6-3 (11-1)				
	7-6 (11-4)	7-7 (11-3)	7-8 (11-3A)	7-9 (13-1)	7-10 (13-2A)	7-11 (12-2A)	7-12 (13-2)
第9班 高橋 達雄 (11組)	5-1 (10-1)	5-2 (10-7)	5-3 (10-4)	5-4 (14-4)	5-7 (14-1)	5-8 (14-2)	5-10 (14-3)
	6-4 (10-5)	6-5 (10-6)	6-6 (10-3)	6-7 (10-2)			



前原親交会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員の親睦厚生福祉並びに文化向上に関する事項
- (2) 防犯・防火・衛生に関する事項
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 街路灯の維持管理
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(名称)

第2条 本会の名称は、前原親交会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、船橋市前原西2丁目29番、30番の一部、31番の一部、36番の一部、37番の一部、前原西3丁目15番の一部、16番の一部、17番、18番の一部、19番から27番まで、28番の一部、前原西5丁目3番の一部、4番から15番まで、16番の一部、17番の一部、前原西6丁目5番の一部と前原西7丁目1番の一部、2番の一部、6番、7番の一部、8番の一部、9番の一部の区域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、会長宅に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域内に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額は細則にて定める。

(入会)

第7条 第3条に定める区域内に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会時)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

- 2 会員が死亡し、または失踪宣言を受けたときは、その資格を失う。

第3章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名
- (3) 会 計 1 名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2 名
- (6) その他役員 若干名

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼任することはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計は、金銭の収支及び財産を管理する。
- 4 理事は、会務全般の運営にあたる。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の報酬)

第13条 役員は無報酬とする。但し役員の諸活動に必要な費用等については、別途役員活動費として、年1回支給する。

- 2 役員活動費の額は細則にて定める。

第4章 総 会

(総会の種別)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第15条 総会は会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第5項第4号の規定により監事から開催の要求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2項及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の少なくとも5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の定足数)

第20条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規定に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(会員の評決権)

第22条 会員は、総会において、各々一個の表決権を有する。

- 2 次の事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 解散の議決
 - (3) 残余財産の処分
 - (4) 第32条の規定による資産の処分

(総会の書面表決等)

第23条 止むを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとする。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された、議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、役員をもって構成する(但し監事を除く)。

(役員会の権能)

第26条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第27条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求のあったときは、その請求があった日から20日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開会の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第29条 役員会は、第20条、第21条、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合は、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の決議を得、かつ、船橋市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第38条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 破産手続開始の決定
- (2) 認可の取り消し
- (3) 総会の議決
- (4) 構成員が欠けたこと

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類、細則)

第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て役員会が定める。

(細則)

第42条 本規約の実施に当たり必要事項は別に細則を設ける。

附則

- 1 この規約は令和3年6月27日から施行される。
- 2 前原親交会会則は廃止する。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会の設立初年度の会計年度は第36条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和5年3月31日までとする。

前原親交会細則

(目的)

第1条 この細則は、前原親交会規約第42条に基づき、規約の迅速なる実施を図るため規約第1章第1条5号、第2章第6条、第3章第9条及び第13条について、その細部に関し規定する。

(弔慰金)

第2条 規約第1章第1条5号のうち、会員の慶弔に関する事項を次の様に定める。

- (1) 香典について 世帯主が死亡のとき 5,000円
- (2) 本会の役員にして1期(2ヶ年)以上就任されたものには、役員会の議決を経て、別途、記念品又は生花を贈ることができる。

(会費の額)

第3条 規約第2章第6条の会費納入については以下の様に定める。

基本料金	持家者	一律	一ヶ月	350円
	借家者	一律	一ヶ月	150円
特例として寮等で一括借り上げの場合は		一律	一ヶ月	1,000円

ただし、特別の事情のある会員については町会費の減免を、役員会の議決を経て行うことができる。

(役員の種別)

第4条 規約第3章第9条のその他役員については以下の様に定める。

その他役員	相談役(若干名)
	神社総代(若干名)

(役員活動費の額)

第5条 規約第3章第13条の役員活動費については以下の様に定める。

(1) 年間費用として	会 長	70,000円	副会長	40,000円
	理 事	30,000円	会 計	40,000円
	監 事	20,000円	神社総代	20,000円

(2) 支給時期、支給方法については役員会の議決を経て決定する。

(雑則)

第6条 本細則に定める内容の改定は、必要の都度役員会に諮って決定し総会にて承認を得なければならない。

(附則)

本細則は令和3年6月27日から施行される。

以 上

会館建設計画の経過報告

町会会館の建設工事の進捗状況と今後の予定を報告致します。

現在までの経過

令和5年(2023年)10月、町会会館の建設工事を開始しました。

1. 令和5年10月 建設地のアパート・プレゼンス AM2 の解体工事開始
(前原西 3-26-11 前原西三丁目公園の側、植草邸の前)
2. 令和5年11月 会館建設予定地の測量 終了
3. 令和6年1月 会館建設用地の登記完了
4. 令和6年3月 3社より見積書を受領
5. 令和6年4月 役員会にて1社を選定
6. 令和6年5月 定時総会にて会館建設工事の予算案を報告
7. 令和6年7月 船橋市と事前協議
8. 令和7年4月 補助金決定の通知
9. 令和7年4月 建築確認
10. 令和7年5月 建物工事、外構工事等 着工

今後の建設工事予定

1. 令和7年12月 会館建築完了

A 令和6年度の決算報告

収入の部は、予算に対して約300,000円減収でした。主な項目で、増収分は雑収入が約120,000円ありました。御嶽神社例祭費用等です。減収分は会場の都合で開催出来なかった敬老会の敬老交付金360,000円及び新規発生が無かった、LED防犯灯改造補助金100,000円と自主防災組織補助金30,000円です。

支出の部は、予算に対して約900,000円の減額でした。主な項目は収入の部の減収分の各事業が出来なかったことです。また他の事業も予算内に収まりました。なお、防犯灯費は予算に対して約80,000円の増額になっています。

B 令和7年度予算(案)の説明

収入の部は約5,580,000円です。昨年度予算と同じような金額を計上しています。

支出の部は約6,160,000円です。昨年度予算と同じような金額を計上しています。

なお、公民館のリフォーム工事が終了しましたので、敬老会を開催します。

また例年どおりの規模で運動会及び祭礼行事を開催致します。

C 会館建設用通帳の説明

会館建設用通帳の入出金明細は次のとおりです。

月日	概要	項番	収入金額	支払金額	差引金額
3月18日	寄付(井上副会長)	K1	50,000		50,000
3月18日	手元資金(本体より移動)	K2	4,372,071		4,422,071
3月28日	解体費測量費(50%負担)	K3		2,180,000	2,242,071
3月28日	同上振込手数料	K4		550	2,241,521
5月14日	備品(スリッパ50足)	K5		29,900	2,211,621
6月21日	地盤調査費	K6		61,600	2,150,021
8月10日	利息	K7	128		2,150,149
1月9日	固定資産税、都市計画税	K8		301,053	1,849,096

今年度は、備品購入、地盤調査費及び固定資産税、都市計画税の支出がありました。

令和7年4月7日 監査の結果適正であると認めます。

監事 小林美春

監事 森田典夫

